

# 1月14日以降の対応について

## ○1月14日現在の基本的な活動レベル 【2】

### ○活動指針

業務項目	レベル	活動状態
教育活動	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、オンライン授業のみ可 ただし、資格試験に必要な実験・実習・実技及び卒業研究、特別研究の面接授業、その他教育上必要な面接授業については、学士課程基盤教育機構長・学部長・研究科長の判断で可</li> <li>・オンライン授業受講のためのアクセスポイント提供</li> </ul>
研究活動	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策の徹底をした上で通常どおり</li> </ul>
教職員の出勤形態	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職務命令権者の判断により、在宅勤務を認める。</li> </ul>
会議	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインによる会議・打合せを推奨</li> <li>・会議・打合せについては、テレビ会議やZoom等のオンライン開催により、ひとつの会議室等に密集することのないように注意する。また、やむを得ず複数が同じ会議室等で会議・打合せを行うときはマスクを着用する。</li> <li>・秘匿性の高い情報を扱う場合については、原則、対面会議とする。</li> </ul>
学生の登校制限	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義受講生及び図書館利用者を除く学生は登校を自粛 ただし、登校した場合でも大学滞在は必要最低限の時間とする。</li> </ul>
課外活動	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接触を伴わない屋外の活動は可</li> <li>・着替えなどの最低限の部室利用可</li> </ul>
学生支援	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生相談は、特に必要なもののみ対応(その他は、電話、メール、SNSなどで対応)</li> <li>・窓口対応は、必要最低限で対応</li> </ul>
行事等の実施・学内施設の外部への開放等	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント(オープンキャンパス、就職ガイダンスなど)は状況に応じて判断</li> <li>・式典(入学式など)は、状況に応じて判断</li> <li>・学内施設の外部への一般開放及び貸し出しは原則禁止 ただし、公的機関及び資格試験(英検など)を主催する団体への貸し出しは可</li> <li>・屋内は収容率50%以内とする。</li> <li>・屋外は十分な間隔(できれば2m)を空ける。</li> </ul>
出張・移動(国内)	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張・移動及び来学者の受入れについては、国や県の方針等を踏まえ、本学が判断 <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言の対象区域(※)との不要不急の往来は控えてください。</li> <li>・その他の感染が拡大している地域との往来も慎重にしてください。</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 緊急事態宣言の対象地域とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により、緊急事態措置を実施すべきとして指定された区域を指す。 (令和3年1月14日現在の対象地域 栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県)</p>
出張・移動等(外国)	/	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)における山形大学の活動指針の「10. 出張・移動等(外国)」、「11. 外国への留学」及び「12. 外国からの受入れ」に基づき、対象国・地域ごとに判断する。
外国への留学		
外国からの受入れ		